

南幌きららパークキャンプ場の公募に係る質問への回答

No	質問内容	回 答	更 新 日
1	管理棟・キャビン等建築物に係る図面は開示されるか。	開示する。	12月11日
2	施設の利用料金の額については、南幌きららパークキャンプ場の設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）で定める額の範囲内において、町長の承認を得て指定管理者が定めることとされており、条例内訳書では町外料金及び町内料金について定めがあるが、利用者の町内外の判断はどのような方法で行う想定か。また、キャンプサイトの利用において、1区画の利用の中で町内外在住者が混在している場合の取り扱いは。	身分証明書等の提示により町民であると判断できる場合に町内料金を適用されたい。キャンプサイト利用における町内外の適用判断は、利用申請代表者の所在地をもって判断されたい。	12月11日
3	条例で定める利用料金は、他のキャンプ場等を参考にしているのか。	長沼、由仁、むかわ、赤平、苫小牧、北広島のキャンプ場施設の利用料金を参考にしている。高い水準でのサービス提供を前提とした高規格キャンプ場であることをコンセプト・運営方針としていることから、そのために要する経費等も勘案した上でも十分に採算がとれる料金設定としている。	12月11日
4	図面において、直売所付近に「トイレ撤去新設」と記載されている箇所があるが、キャンプ場利用客も利用できるものか。	既設のトイレ施設が老朽化していることから、建替を検討している。キャンプ場利用客も使用できるが、建替工事期間中は使用できない。管理棟及び道路を挟んだ親水公園側にもトイレ施設があり、使用可能。	12月11日
5	オートサイト及び区画サイト以外の芝生部分で、利用客がテントを張ることは許可して良いか。	設定された区画以外でテントを張ることは認めない。区画の増設等、実際に運営する中で効果的な変更案等がある場合は町と協議していただく。	12月11日